|  |
| --- |
| （別添）  仲　　裁　　合　　意　　書  　工 事 名　　幾島町集会所解体工事  　工事場所　　五所川原市字幾島町２２番地３　地内  　令和８年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、  発注者及び受注者は、下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。  管轄審査会名　青森県（中央）建設工事紛争審査会  　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　日  　発注者　　　五所川原市長　佐々木　孝昌　　印    　受注者 　　　　　　 　印 |

|  |
| --- |
| 仲裁合意書について  １　仲裁合意について  　　仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約す  る当事者間の契約である。  　　仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、た  とえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできな  い。  ２　建設工事紛争審査会について  　　建設工事紛争審査会（以下「審査会」という｡）は、建設工事の請負契約に関する  紛争の解決を図るため建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて設置されてお  り、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。  　　また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という｡）は国土交通省に、  青森県建設工事紛争審査会（以下「青森県審査会」という｡)は青森県に設置されてい  る。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者で  あるときは中央審査会、青森県知事　の許可を受けた建設業者であるときは青森県審  査会であるが、当事者の　合意によって管轄審査会を定めることもできる。  　　審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別  委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。  　　また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）の  規定により弁護士の資格を有する者である。  　　なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁  法（平成15年法律第138号）の規定が適用される。 |